



# 堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 (相談) 072-221-7146

本年もよろしく  
お願いします

## 石油ストーブ等の火災に注意

寒い日が続きますね。部屋を暖かく快適にしてくれるストーブですが、火災事故も多発しています。長年使い慣れていても、今一度、正しい使い方を確認しましょう。

- ・ほこりがたまっていけば取り除く
- ・耐震自動消火装置が正しく作動することを確認する
- ・燃料が漏れないように給油する
- ・ストーブ周辺に燃えやすいものを置かない



## ?? 「死後事務委任」ってご存知ですか? ??

「死後事務委任」とは、死後の様々な事務を第三者に生前に依頼し、契約をすることです。

### 死後事務委任契約の主な内容

-  亡くなった後の親族など関係者への連絡
-  葬儀・納骨に関すること
-  生前に残っている債務（医療費や老人ホームの費用など）の支払い
-  家財道具などの処分
-  行政への届け出に関すること

「契約と開始までの期間の長さ」が原因でトラブルとなる可能性があります。

- 受任者側の破産や事業停止
- 預託金返還トラブル
- 親族からの苦情

契約



など、契約時から契約者・受任者の環境・経済面等が変化することも視野に入れ、契約内容をよく理解したうえで利用を検討しましょう。

困ったとき、悩んだときは消費生活センターへ

ココが

堺市立 消費生活センター

 (旧ツイッター)やっています!

住所 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階(堺東駅前スグ)  
電話 (相談) 072-221-7146 (事務) 072-221-7908  
FAX 072-221-2796

